

佐賀県告示第 306 号

海岸保全区域の指定（昭和 56 年佐賀県告示第 428 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 5 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
有明海沿岸				有明海沿岸			
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
鹿島	飯田	本浦	<u>起点 二級河川飯田川の河口右岸</u> <u>終点 鹿島市大字飯田字本浦へ</u> <u>延長 200 メートル</u> <u>区域の幅 満潮時の水際線から直角に陸地方向へ 15 メートル、水面の方向へ 50 メートル。ただし、二級河川飯田川の河川区域を除く。</u>	鹿島海岸	飯田地区海岸	本浦地先海岸	基点 1、2、3、4、5、6、7、8、補助点 1、2、3、4、5、6、7、基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域 <u>点の位置</u> <u>基点 1 佐賀県鹿島市大字飯田字飯田搦地区に設置された国土地理院の一等水準点（北緯 33 度 03 分 22 秒 0608、経緯 130 度 09 分 32 秒 4990）から 118 度 35 分 37 秒の方向へ 174.5m の点</u> <u>基点 2 基点 1 から 130 度 57 分の方向へ 25.4m の点</u> <u>基点 3 基点 2 から 45 度 12 分の方向へ 5.8m の点</u> <u>基点 4 基点 3 から 124 度 40 分の方向へ 99.1m の点</u> <u>基点 5 基点 4 から 103 度 44 分の</u>

改正前					改正後				
									<u>方向へ 31.2mの点</u> <u>基点 6 基点 5 から 90 度 58 分の</u> <u>方向へ 41.6mの点</u> <u>基点 7 基点 6 から 178 度 43 分の</u> <u>方向へ 5.7mの点</u> <u>基点 8 基点 7 から 90 度 03 分の</u> <u>方向へ 13.8mの点</u> <u>補助点 1 基点 8 から 356 度 30 分</u> <u>の方向へ 66.2mの点</u> <u>補助点 2 基点 6 から 358 度 43 分</u> <u>の方向へ 59.7mの点</u> <u>補助点 3 基点 5 から 32 度 04 分</u> <u>の方向へ 75.6mの点</u> <u>補助点 4 基点 4 から 26 度 53 分</u> <u>の方向へ 65.5mの点</u> <u>補助点 5 基点 4 から 338 度 56 分</u> <u>の方向へ 112.4mの点</u> <u>補助点 6 基点 3 から 40 度 21 分</u> <u>の方向へ 59.0mの点</u> <u>補助点 7 基点 1 から 43 度 45 分</u> <u>の方向へ 65.9mの点</u>
									<u>飯田搦</u> <u>地先海</u> <u>岸</u> <u>基点 1、2、補助点 1、2、基点</u> <u>1 を順次結んだ線により囲まれた</u> <u>区域</u> <u>点の位置</u> <u>基点 1 佐賀県鹿島市大字飯田字</u> <u>飯田搦地区に設置された国</u>

改正前					改正後				
								<u>土地院の一等水準点（北緯 33 度 03 分 22 秒 0608、経緯 130 度 09 分 32 秒 4990）から 102 度 15 分 58 秒の方向へ 99.2mの点</u> <u>基点 2 基点 1 から 136 度 12 分の方向へ 59.1mの点</u> <u>補助点 1 基点 2 から 44 度 31 分の方向へ 62.4mの点</u> <u>補助点 2 基点 1 から 36 度 20 分の方向へ 57.1mの点</u>	
略					略				